

大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

第1 開催日時

令和4年9月29日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

第3 テーマ

調停制度について

第4 出席委員等（50音順）

1 地方裁判所委員

沖田光宏（家裁委員兼務）、加藤良一（家裁委員兼務）、仲摩典幸、行川雄一郎、西山忠宏、松藤和博（家裁委員兼務）、山口直子、山下和子

2 家庭裁判所委員

大井耕三、田崎真佐恵、永田悠三郎、福嶋崇、森脇宏、矢野紀夫、矢野英子

3 ゲストスピーカー

高屋博文民事調停委員、藤村英子家事調停委員

第5 議事内容

発言者（□：委員長、◇：委員（学識経験者）、◆：委員（法曹関係者）、
■：ゲストスピーカー、●：裁判所）

1 委員長の選任及び委員長代理の指名等

地方裁判所委員会委員長及び家庭裁判所委員会委員長に松藤委員が選任され、地方裁判所委員会委員長代理として行川委員が、家庭裁判所委員会委員長代理として矢野紀夫委員がそれぞれ指名された。

2 テーマについての説明

- (1) DVD（ご存じですか？家事調停）視聴
- (2) 調停制度について説明
- (3) 調停室見学

(4) ゲストスピーカーによる説明

3 本日のテーマに関する意見交換

- 本邦では調停制度が施行されて本年で100周年を迎える。調停制度の広報としてどのような活動を行えば、広く調停制度を知っていただくことができると考えられるか。
- 前提として、現在、裁判所で行われている調停制度の主な広報についてご紹介したい。裁判所ホームページで調停手続の特徴及び手続の流れを紹介しているほか、申立書式や記載例等を掲載している。また、本年で調停制度発足100周年を迎えることを記念して、裁判所ホームページ上で各種企画が掲載された広報誌等をご覧いただけるほか、大分の裁判所でも模擬民事調停やパネル展示等を企画している。裁判所には各種リーフレットや申立書式等も備え置かれており、申立て等で来庁された方にはこれらを使いながら個別に案内している。
- ◇ 本日視聴したDVD（ご存じですか？家事調停）を、YouTubeでも視聴した。今一番アクセスしやすいもので、かつ、動画で視聴できるとなれば、このようなかたちのものになるのではないか。
- ◇ 裁判所というと、一般には、三権分立の一角というほかよく知られていない。あまり関わりたくない、お金や時間がかかるというイメージもあるように思う。まずは裁判所そのものが身近な存在であるというような切り口での広報から始めないと、とっつきにくいのではないか。
- 広報のやり方にも様々なものがあると思うが、本日は、調停制度を利用したい方や利用したほうがよいと思われる方に、正確に制度の情報を届けるためにはどのような工夫が考えられるかという観点からお考えいただけるとありがたい。
- ◇ 例えば、離婚される方のうち、どのくらいの方が裁判所を経由して離婚しているのか。

- 数年前の数値であるが、協議離婚が約90パーセント、調停離婚が八、九パーセント、その余が裁判離婚というように言われていた時期があったと承知している。
- ◇ 広報は、いかにそれを必要としている人に届けるか、そのためにはどのように社会に関わっていくかということが大切である。例えば我々の世代（40代）が家庭の問題などを相談したいというときに、裁判所を最初に思いつく人はいないのではないかと思う。裁判所も、相談したいと思っている人がいるところに関わっていくことが大切であるとお伝えしたい。ホームページに実際にアクセスしている年代層などに関するデータがあるのであれば、それも参考に検討してはどうか。
- ◇ 市民の立場で考えると、推理ドラマなどドラマ仕立てで調停や裁判所を紹介してもらえると分かりやすい。スポット的に、このようなケースではこのようなことができる、このような制度があるということを紹介するとしても、テレビやYouTubeを使って、一般の人にも分かりやすく親しみやすい内容にして伝えるとよいのではないかと思う。また、中学、高校といった若い世代に対して、職業教育と併せて、ちょっとしたエピソードを用いながら、制度の存在やできること、制度に関わっている人などを紹介してもらえるとよいのではないか。
- 次のテーマとして、利用しやすい調停制度とするために、利用者目線から考えていただくと、裁判所としてどのような点に、より目配り、配慮する必要があると考えられるか。
- ◇ DVDでもあったが、同席調停を行うのはどのような場面なのか教えてもらいたい。
- 家事調停では、裁判所から行う説明の場面で同席していただくことは可能な範疇である。争いのある夫婦の場合、一方は同席でないと真意が分からないとおっしゃるものの、他方の方は同席を否定されることもある。

- 大分の実情としては、別々の部屋に入っただいて、調停委員がそれぞれの部屋を行き来するということが一般ではないか。
- 民事調停では、同席でということはあまりない。双方に弁護士の代理人がいる場合は同席してもらって話をするということもあるが、基本は別々に話を聞いている。
- 金銭で解決するような場合で、双方譲り合って解決できるのであれば、対面でも問題はないのかもしれないが、夫婦間の問題などでは事故が起こらないよう、同席での調停はあまり行われていないというのが実情である。
- ◇ 10月からウェブ会議を使った調停が始まるという話があったが、具体的に聞かせてもらいたい。感染症対策という面のほか、身体や精神に障害を持っている方にとってもやりやすい調停になるように思う。
- 本年10月17日から、大分家裁本庁において、家事調停をウェブ会議の方式でも利用可能とする予定である。これまでも、遠隔地にお住まいで大分においでになることが大変な場合等には電話会議の方式で音声通話により調停を行っていたところであるが、これからはビデオ通話も可能となる。ウェブ会議のソフトは、一般的に使用されているものを使用する。日程調整の困難さの解消、遠隔地からの出頭負担の軽減やDV事案などの接触回避といった観点から一定のニーズがあるのではないかと考えており、適切な事案での活用を検討している。
- 最後に、新たな調停委員を確保するために、どのような方法（依頼先や工夫）が考えられるか、ご意見をうかがいたい。
- 様々な社会経験、人生経験を有する方に調停委員になっていただきたいと考えているが、弁護士や司法書士等の専門的な知見を有する調停委員も必要な実情があり、こうした方を安定的に確保することも課題の一つになっている。県内各所の裁判所でそれぞれ調停委員が必要であるが、都市部はともかく地方ではなかなか人を得にくいといった実情もあることから、裁判

所でも定期的に専門家の団体を訪問して推薦をお願いするなどしているが、もう少し工夫がないかと考えているところである。

- 調停委員は基本的に70歳まで勤めていただけるが、近年はお勤めの方の定年退職の年齢が伸びていることにより、定年後に調停委員として在任していただける期間が短く、調停委員としてのノウハウを身に付けていただく前に退任時期を迎えてしまうといった問題もある。幅広くいろいろな方に調停委員になっていただき、いろいろな事件に対応できるようにしたいと考えていることから、このような観点からもご意見をうかがいたい。
- ◇ 大分の調停委員の人数、男女比、応募から任命までのプロセスなどについて伺いたい。
- 民事と家事それぞれで調停委員を任命しており、例えば、大分本庁であれば民事24名、家事43名、杵築の裁判所であれば民事11名、家事17名、竹田の裁判所であれば民事9名、家事14名といったような規模感である。男女比については、大きな偏りはない。
- 経験的には、現職の調停委員にお願いしてそれぞれの出身母体からご推薦いただいていることが多いように思われる。お受けいただける方がいれば、履歴書等を裁判所に提出していただき、裁判所で面接を受けていただくことになる。調停委員として適任であるということであれば、最高裁判所が調停委員として任命する。複数の裁判所で調停委員としてお勤めいただくこともある。
- ◇ 何日くらい勤務することになるのか。
- 個別の事件ごとに調停委員をお願いすることになるので、事件の内容等の違いから月によって変動はあるが、ざっくり申し上げますと、平均して月10日くらいで、多い月には十四、五日、少ない月には二、三日ということもあるようである。
- 勤務日のノルマがあるわけではないので、調停委員によって違いがある。

- ◇ 調停委員が不足するので、国民のニーズに答えられていないといったことはないのか。
- そのようなことはないが、地域によっては調停委員の確保が難しく、事務担当者が様々なところを訪問するなどしてようやく確保するといった実情もあるということである。
- ◇ 調停委員に報酬はあるのか。
- 報酬はあるが潤沢というわけではないことから、ボランティア的にご協力いただいているという側面もあるように承知している。
- ◇ 体系的な教育や研修の場はあるのか。
- 新任の調停委員の方を対象とした研修のほか、年に数回程度、テーマに沿って研修を受けていただいている。また、調停協会でも独自に研修や勉強会を行っていることを承知している。
- 裁判所の研修は、家裁調査官の関与のもとで相当程度実用度の高い内容で行われていることを承知している。

第6 次回期日等について

1 テーマ

裁判所のデジタル化について

2 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

3 日時

令和5年2月2日（木）午後1時30分から

令和4年11月11日

大分地方裁判所委員会

大分家庭裁判所委員会

委員 長 松 藤 和 博

議事要旨作成者 大分家裁事務局総務課総務課長 穴 井 啓 典